

「環境保護印刷マーク(クリオネマーク)」 使用ルール

「環境保護印刷マーク使用規則」に基づき、具体的な使用ルールを以下のとおり取り決めます。

1. 正会員

A. 印刷物

「エコ認証登録番号(PIN 番号)」のついた「環境保護印刷マーク(クリオネマーク)」を、環境保護印刷対応製品(協賛会員が製造もしくは販売し、登録されたもの)を利用して自社で製作したオフセット印刷物に表示できる。

ただし、対応製品を使用しない生産方法、あるいは登録されていない非会員の外注先で印刷したときなどは、マークを表示できない。

表示する位置は、当該印刷物が環境保護基準を満たしていることを明示するよう、本文の末尾に掲載すること。

ペラもの(チラシ、端物類)の場合は右下もしくは左下、綴じもの(パンフレット、雑誌類)の場合は最終ページの右下もしくは左下など。

表示する場合は、所定の位置に載せることを条件に、クライアントの指示もしくは了承を得ること。

印刷物は発注者に所有権があり、印刷会社が一方的に掲載することはできない。

マークには、原則として所定の「ロゴ補足説明文」を併記することが望ましい。

B. 各種宣伝媒体

会社の宣伝のために各種宣伝媒体(新聞・雑誌広告、屋外看板、会社・営業案内、名刺など)に表示するときは、「使用確認書(別紙)」の提出が必要となる。

この場合は、企業が環境保護印刷を推進していることを宣言するのを目的に、原則として社名の前(上)もしくは表紙等に掲載すること。

PIN 番号が記入されていないマークを使用することもできる。

また、マークの右下もしくは左下に定められた大きさとPIN 番号を付記することも可能です。

2. 協賛会員

A. 製品

「エコ認証登録番号(PIN 番号)」のついた「環境保護印刷マーク(クリオネマーク)」を、登録した対応印刷資材および技術対応機器に貼付することができる。

「ゴールド」ステータス対応製品であることを条件とする。

上記製品のパッケージ材(函、袋など)への表示も認める。

B. 印刷物

マークを、環境保護印刷対応製品(自社または他社が製造もしくは販売し、登録したもの)を利用して、自社内もしくは正会員会社で製作したオフセット印刷物(製品カタログ、会社案内など)に表示できる。

ただし、対応製品を使用しない生産方法、あるいは登録されていない非会員の印刷会社で印刷したときなどは、マークを表示できない。

表示する位置は、印刷物そのものが環境保護基準を満たしていることを明示するよう、本文の末尾に掲載すること。

ペラもの(チラシ、端物類)の場合は右下もしくは左下、綴じもの(パンフレット、雑誌類)の場合は最終ページの右下もしくは左下など。

マークには、所定の「ロゴ補足説明文」を併記すること。

C. 各種宣伝媒体

会社の宣伝のために各種宣伝媒体(新聞・雑誌広告、屋外看板、会社・営業案内、名刺など)に表示するときは、「使用確認書(別紙)」の提出が必要となる。この場合は、企業が環境保護印刷を推進していることを宣言するのを目的に、原則として社名の前(頭)に掲載すること。

PIN 番号が記入されていないマークを使用することもできる。

また、マークの右下もしくは左下に定められた大きさとPIN 番号を付記することも可能です。

3. 表示の色について

「ゴールドプラス」および「ゴールド」ステータスのマークについては、所定のカラーもしくはモノクロ(スミ色または特色)で印刷すること

「シルバー」ステータスのマークについては、モノクロ(スミ色または特色)で印刷すること